

## 第3節

# 日本の国際協力 （開発協力と地球規模課題への取組）

### 1 開発協力

#### （1）開発協力大綱と日本のODA実績

日本が1954年に政府開発援助（ODA）<sup>1</sup>を開始してから65年以上が経過した。ODAを含む日本の開発協力政策は、長きにわたり国際社会の平和と安定及び繁栄、ひいては日本自身の国益の確保に大きく貢献してきた。

近年、開発途上国が直面する開発課題が多様化・複雑化し、開発におけるODA以外の資金・活動の役割が増大するなど、開発を取り巻く状況が変化していることを受け、2015年2月には、それまでのODA大綱に代わる「開発協力大綱」が閣議決定された。開発協力大綱では、日本が開発協力の長い歴史の中で培ってきた哲学を踏まえ、更にそれを発展させていくべきとの観点から、①非軍事的協力による平和と繁栄への貢献、②人間の安全保障の推進、③自助努力支援と日本の経験と知見を踏まえた対話・協働による自立的発展に向けた協力を基本方針としている。これらの基本方針の下、①「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅、②

普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現、③地球規模課題への取組を通じた持続可能で強<sup>きょう</sup>靱な国際社会の構築を重点課題として、開発協力を推進していくこととされている。

このような開発協力大綱の下で進められた日本のODA<sup>2</sup>実績（2019年実績）は、経済協力開発機構・開発援助委員会（OECD/DAC）が標準のODA計上方式として2018年の実績から導入した「贈与相当額計上方式」<sup>3</sup>によると、対前年比10.1%増の約155億8,766万米ドルとなった。これはDACメンバーの中では、米国、ドイツ、英国に次いで第4位である。この計上方式での対国民総所得（GNI）比は0.30%となり、DACメンバー中第13位となっている。また、支出総額<sup>4</sup>ベースでは、対前年比9.7%増の約189億1,977万米ドルとなり、同じく米国、ドイツ、英国に次ぐ第4位である。

#### （2）2020年の開発協力

開発協力大綱を根幹としつつ、戦略的かつ効果的な開発協力を推進するため、2020年、日本は、以下アからエを中心に取り組んできた。

1 ODA：Official Development Assistance 日本国際協力については、『開発協力白書 日本国際協力』参照 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/report.html>

2 日本のODAの主な形態としては、二国間の資金贈与である無償資金協力、開発途上地域の開発のための貸付けである有償資金協力、技術協力、国際機関への拠出・出資などがあるが、このうち一番大きな額を占めるのが有償資金協力である。有償資金協力による貸付けは、通常、金利分と共に返済が行われている。

3 「贈与相当額計上方式」（Grant Equivalent System：GE方式）は、有償資金協力について、贈与に相当する額をODA実績に計上するもの。贈与相当額は、支出額、利率、償還期間などの供与条件を定式に当てはめて算出され、供与条件が緩やかであるほど額が大きくなる。従来のOECD/DACの標準であった純額方式（供与額を全額計上する一方、返済額はマイナス計上）に比べ、日本の有償資金協力がより正確に評価される計上方式といえる。

4 当該年において日本がODAとして拠出した金額の総額（過去の貸付に対して当該年に被援助国から日本に返済された額を差し引いていないもの）



## ア 新型コロナウイルス感染症対策

第一に、2020年は新型コロナウイルス（以下「新型コロナ」という。）への対処が国際社会にとっての大きな課題となった。感染拡大は国境を越えたグローバルな危機であり、対策は、それぞれの国や地域の取組だけでは不十分であり、国際社会と連携して行うことが不可欠であった。そのような考えの下、日本は、医療体制が脆弱な開発途上国において、中長期的な観点から強靱な医療・保健システムを構築すべく、二国間援助や国際機関を通じた保健・医療関連機材の供与や保健・医療分野における能力強化のための技術協力などがかつてないスピードで実施してきている。さらに、開発途上国における経済活動の維持・活性化に貢献するため、2年間で最大5,000億円の緊急支援円借款を実施している。これらの支援は、これまで各国から高く評価され、菅総理大臣や茂木外務大臣の外国訪問の際にも各国の要人から感謝の意が直接表明された。

引き続き、現下の新型コロナ危機を克服するためのワクチン・治療薬・診断に関する支援と共に、将来の健康危機に備えて開発途上国の保健・医療システムを強化し、水・衛生分野も含めた幅広い分野で健康安全保障のための支援を行っていく。

## イ 「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」の実現

第二に、世界の活力の中核であるインド太平洋地域に「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」を実現すべく、引き続き、ODAを戦略的に活用しながら具体的取組を進めている。

日本は従来、地域の連結性強化のための「質の高いインフラ」整備、法制度整備支援、債務持続可能性の確保のための公的債務・リスク管理研修の実施や債務管理・マクロ経済政策分野の能力強化、海上安全の確保のための海上法執行機関の能力強化（巡視船艇や沿岸監視レーダー機材の供与、人材育成など）などを実施しており、引き続きこれらを推進していく。

とりわけ、「質の高いインフラ」の整備は、「自由で開かれたインド太平洋」実現に向けた

重要な基礎であるとともに、新型コロナの感染拡大からの復興に際しても特に必要となる。この点、2019年のG20大阪サミットで承認された「質の高いインフラ投資に関するG20原則」に含まれる、開放性、透明性、ライフサイクルコストを考慮した経済性、債務持続可能性などの諸要素を確保し、これらを国際スタンダードとして引き続き普及・実践していくことが重要である。2020年11月、日本は、OECDとの共催により「質の高いインフラ投資に関するシンポジウム」を開催し、OECDが同月に作成した「質の高いインフラ投資に関するグッド・プラクティス集」の有用性に触れながら、国際社会が新型コロナの感染拡大から「より良い復興」を果たすために日本が積極的な役割を果たしていくことを発信した。

## ウ 地球規模課題への取組

第三に、日本は、人間の安全保障の考え方の下、新型コロナ対策を含め、持続可能な開発目標(SDGs)の達成を始めとした地球規模課題への取組を進めている。

引き続き、保健、食料、栄養、女性、教育、防災、水・衛生、気候変動・地球環境問題などの分野における開発協力を積極的に進めていく。その際、国際協力NGOとの連携も活用しつつ、顔の見える開発協力を推進する。また、人道と開発に加えて紛争の根本原因への対処を強化しようとする「人道と開発と平和の連携」の考え方に基づいて、難民支援を含む人道支援、平和構築・国造り支援を推進していく。

## エ 日本経済を後押しする外交努力

第四に、開発途上国の発展を通じて日本経済の活性化を図り、共に成長していくための取組を推進している。2020年12月に決定された「インフラシステム海外展開戦略2025」や、7月に決定された「成長戦略フォローアップ」でも日本企業の海外展開を一層推進すべく、ODAを戦略的に活用していくことが求められている。

具体的には、日本の優れた技術を開発途上国

の開発に活用するため、官民連携型の公共事業への無償資金協力などを通じ、日本企業の事業権・運営権の獲得を推進するとともに、貿易円滑化や債務持続性の確保といった、質の高いインフラ投資に資する技術協力を推進していく。また、中小企業を含む民間企業及び地方自治体の海外展開のため、開発途上国の課題解決に貢献し得る製品・機材などの認知度の向上や継続的な需要創出を図るとともに、地方を含む中堅・中小建設業界などの海外展開支援を推進していく。さらに、人材育成を通じて、ビジネス環境整備を推進し、企業の海外展開や投資促進に貢献していく。

### (3) 国際協力事業関係者の安全対策

こうした開発協力を進めていく中で、2020年は、新型コロナウイルスの感染拡大により、国際協力事業関係者も大きな影響を被ることとなった。3月中旬以降、国際協力機構（JICA）は、在外事務所の所長、次長などの基幹職員を除く関係者を一時帰国させたほか、多くの企業関係者も一時帰国した。その際、在外公館やJICA在外事務所が積極的な出国支援を行った。7月中旬以降、JICAでは条件の整った国からJICA関係者の渡航再開を順次進めている。

今後も、新型コロナウイルスの感染防止に係る国際協力事業関係者の安全対策を十分に講じるとともに、テロへの対策としてこれまで実施してきた「国際協力事業安全対策会議」最終報告（2016年8月）に基づく取組も行いながら、国際協力事業に係る安全対策を一層強化していく。

### (4) 主な地域への取組

#### ア 東・東南アジア

東・東南アジア地域は「自由で開かれたインド太平洋」実現の要であり、同地域の平和と安定及び繁栄は、同地域と密接な関係にある日本にとって重要である。日本はこれまで、開発協力を通じ、同地域の経済成長や人間の安全保障を促進することで、貧困削減を含む様々な開発課題の解決を後押しし、同地域の発展に貢献してきた。

2019年の二国間ODA総額に占めるアジア地域の割合は61.1%に上り、その多くが東アジア及び東南アジア諸国連合（ASEAN）諸国向け支援である。日本は、ASEANが抱える課題の克服や統合の一層の推進に向けた努力を支援するとともに、域内連結性強化や産業基盤整備のための質の高いインフラ整備及び産業人材育成支援を重視している。

東・東南アジア地域は多くの日本企業が進出し、在留邦人の数も多いことから新型コロナ対策支援を集中的に行った。具体的には、10か国に対し、総額約230億円の保健・医療関連機材などの供与及び技術協力を通じた保健・医療システム強化のための支援を実施しているほか、経済的影響を踏まえ、5か国に対し総額約2950億円の財政支援円借款を供与した。また、11月の日・ASEAN首脳会議では、新型コロナを受けたASEAN支援の一環として日本が全面的に支援するASEAN感染症対策センターの設立が宣言された。

日本は、ASEANの中心性・一体性の強化に向けた取組を後押しする協力も進めている。11月の日・ASEAN首脳会議では、既に実施中の2兆円規模の質の高いインフラプロジェクトを中心とする「日・ASEAN連結性イニシアティブ」を立ち上げ、インフラ整備を通じて陸海空の回廊による連結性を強化し、3年間で1,000人の人材を育成していくことを発表した。また、2019年に署名された日・ASEAN技術協力協定に基づき、物流、港湾運営及び海洋プラスチックごみ対策に関する研修を行った。

さらに、自由で開かれた国際秩序を構築するため、日本のシーレーン上に位置するフィリピン・ベトナムなどに対し、巡視船や沿岸監視レーダーを始めとする機材供与、専門家派遣や研修による人材育成などを通じて海上法執行能力構築支援を積極的に実施している。そのほか、域内及び国内格差是正のための支援や、防災、環境・気候変動、エネルギー分野など、持続可能な社会の構築のための支援についても着実に実施している。11月の日・ASEAN首脳会議では「AOIP協力についての日・ASEAN



ホーチミン市都市鉄道1号線建設計画  
第1号の車両が到着（10月、ベトナム）



パティンバン港開発計画 一部区間の完成披露として暫定オープン式典  
を実施（12月、インドネシア）



草の根無償資金協力 小学校校舎建設支援（ミャンマー）

首脳会議共同声明」が発出され、「インド太平洋に関するASEANアウトルック（AOIP）」が「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」と本質的な原則を共有していることが確認されたことも踏まえ、日本は、AOIPの重点分野である海洋協力、連結性、SDGs、経済に沿った日・ASEAN協力を今後強化していく考えである。

メコン地域では、日・メコン協力の指針である「東京戦略2018」に基づく協力が着実に進展した。7月の日・メコン外相会議では、茂木

外務大臣から「草の根・メコンSDGsイニシアティブ」を発表し、メコン諸国の地域に根差した経済社会開発及びSDGsの実現を支援していくことを表明した。同イニシアティブの下、2020年度はメコン5か国を対象に10億円規模の草の根・人間の安全保障無償資金協力を実施した。11月の日・メコン首脳会議では、「五つの協力」の一つとして、新型コロナウイルスの影響で、メコン諸国の経済が打撃を受け、開発資金が不足する中、民間企業などが行う開発事業の実施を後押しするため、「メコンSDGs出融資パートナーシップ」を発表した。日本として、同パートナーシップの下、メコン地域における海外投融資案件の形成を推進していく。日本は、「東京戦略2018」の下、カンボジアのシハヌークビル港開発、ラオスのビエンチャン国際空港の機能改善などの支援を実施してきており、引き続き、メコン地域の連結性向上にも貢献していく。

### イ 南西アジア

南西アジア地域は、東アジア地域と中東地域を結ぶ海上交通の要衝として戦略的に重要であるとともに、インドを始め今後の経済成長や膨大なインフラ需要が期待されるなど、大きな経済的潜在力を有している。一方、同地域は、インフラの未整備、貧困、自然災害などの課題を抱えており、日本は、日本企業の投資環境整備や人間の安全保障も念頭に、ODAを通じ、課題の克服に向けた様々な支援を行っている。新型コロナウイルスの世界的な流行は、社会的かつ経済的に脆弱性を抱え医療体制が未整備である南西アジア地域にも大きな影響を及ぼした。日本は南西アジア諸国の新型コロナ対策として、7か国に対し総額50億円の保健・医療関連機材などの供与を実施しているほか、技術協力を通じた保健・医療システム強化のための支援、国際機関を通じた支援を実施している。また、経済的影響を踏まえ、3か国に対し総額1,200億円の財政支援円借款を供与した。

南西アジアの中でも巨大な人口を抱えるインドは日本の円借款の最大の受取国である。日本



新型コロナ対策支援を目的とした無償資金協力に係る交換公文署名式  
(6月7日、モルディブ・マレ 写真提供：モルディブ外務省)

はインドに対し、連結性の強化と産業競争力の強化に資する電力や運輸を始めとする経済社会インフラ整備の支援として、複数の都市における地下鉄建設やインド北東部における道路建設などの支援を実施した。これに加えて、持続的で包摂的な成長への支援として、植林などを通じた森林セクターの支援や、女性や子供などへの保健・医療サービス向上を図る保健セクターの支援などを実施した。バングラデシュでは、「ベンガル湾産業成長地帯 (BIG-B)」構想の下、バングラデシュ国内及び地域の連結性向上やインフラ整備、投資環境の改善に寄与する支援を行った。また、同国内では、2017年8月以降、ミャンマー・ラカイン州北部から大規模な避難民が流入し、避難が長期化していることにより、避難民キャンプでの人道状況が悪化するとともに、周辺のホストコミュニティの生活環境にも深刻な影響が及んでいる。この状況を受け、日本は、国際機関及びNGOを通じて、水・衛生、保健・医療、食料安全保障、生計支援、教育や環境保全などの分野で支援を実施した。

スリランカでは、違法薬物対策のための機材の供与や、国連世界食糧計画 (WFP) と連携して児童の栄養状況改善のための食糧援助を行った。

## □ 太平洋島嶼国

太平洋島嶼国は、日本にとって太平洋で結ばれた「隣人」であるばかりでなく、歴史的に深

いつながりがある。また、これらの国は広大な排他的経済水域（経済的な権利が及ぶ水域 (EEZ)）を持ち、日本にとって海上輸送の要となる地域であるとともに、かつお・まぐろ遠洋漁業にとって必要不可欠な漁場を提供している。このため、太平洋島嶼国の安定と繁栄は、日本にとって非常に重要である。

太平洋島嶼国は、経済が小規模で、第一次産業に依存していること、領土が広い海域に点在していること、国際市場への参入が困難なこと、自然災害の被害を受けやすいことなど、小島嶼国特有の共通課題がある。このような事情を踏まえ、日本は太平洋島嶼国の良きパートナーとして、自立的・持続的な発展を後押しするための支援を実施している。

2018年5月に福島県いわき市で開催された第8回太平洋・島サミット (PALM8) では、①自由で開かれた持続可能な海洋、②強靱かつ持続可能な発展の基盤強化、③人的交流・往来の活性化を柱とし、これまでの実績を踏まえた、従来同様のしっかりとした開発協力の実施と、成長と繁栄の基盤である人材の育成・交流の一層の強化（3年間で5,000人）を謳った協力・支援方策を発表し、これまで同政策に基づく協力を着実に実施してきた。具体的には、港湾・空港などの基礎インフラ整備を始めとする二国間の協力や、違法・無報告・無規制漁業 (IUU)、防災、海洋プラスチックごみ対策にも資する廃棄物管理、気候変動といった分野において複数の国を対象とした技術協力などを実施している。

こうした中、新型コロナの感染拡大により、人的・物的往来が制限され、太平洋島嶼国は経済的に大きな打撃を受けた。日本は太平洋島嶼国の感染症対策を支援するため、総額約40億円の保健・医療関連機材などの供与や技術協力を通じた保健・医療システム強化のための支援を実施しているほか、経済の回復を支援するため、パプアニューギニア、フィジー及びソロモン諸島に対して総額425億円の財政支援円借款を供与することを決定した。

10月には太平洋・島サミット中間閣僚会合



【改修前】



【改修後】

ニッポンコースウェイ改修計画 改修前後の様子（キリバス、写真提供：大日本土木）

が開催され、太平洋島嶼国より、PALM8で協力の柱とされた全ての分野において日本がコミットメントを着実に実施し、支援を推進してきていることに対する高い評価と深い謝意が表明された。

### 中南米

中南米は、日本と長年にわたる友好関係を有し、約200万人以上の日系人が在住するなど、歴史的なつながりが深い。また、資源・食料の一大供給地域であると同時に、約5兆5,000億米ドルを超える域内総生産を有する有望な新興市場である。一方で、国内における所得格差の是正、自然災害への対応、各国のSDGs達成といった課題を抱える国が少なくないため、日本は、各国の抱える事情を勘案した上で、様々な協力を行っている。

日本は中南米諸国の新型コロナ対策として、18か国に対し総額79億円の保健・医療関連機材などの供与を実施している。また、17か国に対する、技術協力を通じた保健・医療システム強化のための支援のほか、国際機関を通じた支援を実施している。

また、11月のハリケーン被害に関し、コロンビア、ニカラグア、ホンジュラス、グアテマラに対して、緊急援助物資（テント、スリーピングパッド、毛布など）を供与した。このほか、各国のニーズに応じた支援を行っており、例えば、飢餓が深刻なハイチに対して食糧援助を行ったほか、サルガッサム海藻が海岸付近に



トニカパン県「手洗いによるCOVID-19（新型コロナ）対策研修」（9月22日、グアテマラ 写真提供：JICA）

堆積、腐敗することにより、水産業・観光業が大きな被害を受けているカリブの小島嶼開発途上国（SIDS）（アンティグア・バーブーダ、グレナダ）に対して海藻除去機材を供与した。

近年、中米各国では、米国を目指す移民の増加、またそれに伴う治安の悪化が懸念されており、移民発生の要因の一つである貧困の改善が喫緊の課題となっている。中米のグアテマラ及びホンジュラスに対しては、国際移住機関（IOM）及びWFPと連携し、経済的困窮を原因とした国内外への移住を抑制するとともに、母国に帰還した移民の再統合を図るための支援を実施した。また、昨今のベネズエラの経済・社会情勢の悪化により、大規模に避難民が発生

していることに対しては、ペルーではIOMと連携し、避難民に対する食料支援、職業訓練及び避難民を受入れているペルー側の能力強化支援を行い、ベネズエラ国内では国連児童基金（UNICEF）と連携し、子供・妊産婦の定期予防接種を支援した。

### オ 中央アジア・コーカサス

中央アジア・コーカサス地域は、ロシア、中国、南アジア、中東及び欧州に囲まれており、この地域の発展と安定は、日本を含むユーラシア地域全体の発展と安定にとっても重要である。日本は、中央アジア・コーカサス地域の「開かれ、安定し、自立した」発展を支え、アフガニスタンやイランなど近接地域を含む広域的な視点も踏まえつつ、この地域の長期的な安定と持続的発展のため、人権、民主主義、市場経済、法の支配といった基本的価値の共有を図りつつ、国造りを支援している。

日本は中央アジア・コーカサス諸国の新型コロナ対策として、6か国に対し総額25億円の保健・医療関連機材などの供与を実施している。また、3か国に対する技術協力を通じた保健・医療システム強化のための支援のほか、国際機関を通じた支援を実施している。8月に開催された「中央アジア+日本」対話・外相テレビ会合では、茂木外務大臣から、この地域にお

ける新型コロナ対策として、各国の取組を後押しするため、保健・医療機材の無償供与、国際機関を通じた技術支援、アビガン錠の無償提供、医療専門家間の意見交換などを積極的に進めていると述べた。

### カ 中東・北アフリカ

地政学的要衝を占める中東・北アフリカ地域の平和と安定の確保は、日本のエネルギー安全保障のみならず世界の安定においても重要である。こうした観点から日本は、同地域の平和と安定に向け、G7伊勢志摩サミット（2016年）の機会に表明した、約2万人の人材育成を含む中東安定化のための総額約60億米ドルの包括的支援を2018年末までに実施し、その後も引き続き中東・北アフリカに対する支援を行っている。

2020年には、中東・北アフリカ地域に対しても、日本はODAを活用した新型コロナ対策支援を実施した。具体的には、総額約134億円規模の国際機関経由での支援及び二国間支援による保健・医療関連機材などの供与を実施したほか、モロッコの保健・医療体制の強化などを図るための借款の供与を決定した。

内戦の続くシリアに関しては、6月に欧州連合（EU）と国連が共催した「シリア及び地域の将来の支援に関する第4回ブリュッセル会合」に中谷真一外務大臣政務官が参加し、日本は困難に直面する全てのシリアの人々に人道支援を提供するとの支援方針の下、シリア及び周辺国に対して2012年以降29億米ドル以上の支援を行ってきており、引き続きシリアにおける人道状況の改善に向けて役割を果たしていくと述べた。さらに、将来のシリア復興を担う人材を育成するため、2017年以降、シリア人留学生95人を日本に受け入れている。

パレスチナに関しては、日本は、パレスチナの経済・社会の自立化を目的とし、日本、イスラエル、パレスチナ、ヨルダンの4者協力による「平和と繁栄の回廊」構想の下、「ジェリコ農産加工団地（JAIP）」の発展に取り組んでいる。鈴木馨祐外務副大臣は、6月に行われた



タシケント州がん診療所に供与したX線診断システム  
（9月10日、ウズベキスタン 写真提供：JICA）

「パレスチナ支援調整委員会（AHLC）閣僚級会合」に出席し、これらの日本独自の取組を推進することで中東和平に適した環境醸成に貢献していくと述べた。

厳しい人道状況が継続するイエメンに対しては、日本は2015年以降、合計約3億米ドル以上の支援を実施してきた。6月の「イエメン人道危機に関するハイレベル・プレッジング会合」では、鈴木外務副大臣から引き続き支援を継続していくと表明した。また、国際機関と連携して、引き続き人道支援を実施しており、2020年はメンタルヘルスケア分野での協力を行った。

復興に取り組むアフガニスタンでは、9月に和平交渉が開始された。日本はこれまでも自立的な経済成長や貧困削減のための支援を実施してきており、11月に行われた「アフガニスタンに関するジュネーブ会合」では、茂木外務大臣から、和平交渉の開始を歓迎するとともに、アフガニスタン自身の改革努力を前提に、過去4年間と同水準となる年間1億8,000万米ドル規模の支援を今後4年間も維持するよう努めること、また和平プロセスに進展が見られる場合は追加的支援を検討する用意があることを表明した。

中長期的な中東安定化のためには人材育成が不可欠である。一例として、エジプトでは技術協力「エジプト日本科学技術大学（E-JUST）プロジェクトフェーズ3」を通じて、エジプト及び中東・アフリカ地域の産業及び科学技術人材の育成を支援しており、2020年からアフリ

カ人留学生受入れのための奨学金制度も拡充している。

## キ アフリカ

アフリカは、2014年前後の資源価格急落による経済の低迷から徐々に回復し、豊富な天然資源と急増する人口を背景に、引き続き、その潜在性・将来性が国際社会の注目と期待を集めている。一方で、新型コロナの感染拡大は、保健・医療面を始めとした、アフリカが抱える脆弱性を浮き彫りにしている。このような中、日本は、アフリカ54か国中48か国において、二国間及び国際機関を通じた保健・医療関連機材などの供与を行い、そのうち38か国との間では、総額148億円分の保健・医療関連機材などの供与を実施している。ほかにも、技術協力を通じた保健・医療システム強化のための支援を実施した。また、日本は長年にわたり、アフリカ開発会議（TICAD）プロセスを通じて、アフリカの保健・医療体制を中長期的に支える取組を積極的に行ってきたが、これらの取組は新型コロナの感染が拡大するアフリカにおいて真価を発揮した。ガーナでは、日本が設立を支援し、検査技師の育成などに協力してきた野口記念医学研究所が、同国のPCR検査の最大約8割を担った。そのほか、ケニアの中央医学研究所（KEMRI）など、日本が支援してきた保健・医療関連の研究機関が、アフリカ各地で新型コロナの対策拠点として貢献している。なお、日本の保健・医療分野での支援は新型コロナ対策以外の場面でも実を結んでいる。例えば、8月



日本が支援し学部の新設などが進むE-JUSTの外観（11月 エジプト 写真提供：JICA）

にはナイジェリアで野生株ポリオの根絶宣言がなされたが、日本はポリオ撲滅のための対策強化として、ワクチンの調達から人材育成まで幅広い支援を実施してきており、ブハリ・ナイジェリア大統領からも謝意が示された。

新型コロナはアフリカの社会・経済にも広く影響を及ぼしている。日本は2019年8月に開催したTICAD7の三つの柱である経済、社会、平和と安定のそれぞれの取組を進め、アフリカの社会・経済面での諸課題への対応に貢献している。

経済分野では、ABEイニシアティブ3.0などを通じて、アフリカビジネスの推進に資する産業人材の育成を拡充している。アフリカの若者に日本の大学院などでの教育及び日本企業におけるインターンシップの機会を与えるABEイニシアティブは、TICAD V（2013年）以降、これまでJICAを通じて約1,400人を受け入れている。また、連結性の強化に向け、3重点地域（東アフリカ・北部回廊、ナカラ回廊、西アフリカ成長の環）を中心とした質の高いインフラ投資の推進にも取り組んでいる。7月には、ガーナで「第二次テマ交差点改良計画（詳細設計）」に関する書簡の交換を行った。

社会分野では、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の拡大に向けた取組を一層推進している。8月にはケニアで、「UHC達成のための保健セクター政策借款フェーズ2」に関する書簡の交換を行った。また、質の高い教育の提供に向け、理数科教育の拡充や学習環境の改善に協力している。

平和と安定分野では、「アフリカの平和と安定に向けた新たなアプローチ（NAPSA）」の下で（135ページ 第2章第8節1参照）、治安関連の機材整備や人材育成などの支援を通じて、アフリカが主導する平和と安定に向けた取組を後押ししている。

### (5) 適正かつ効果的なODA実施のための取組

#### ア 適正なODA実施のための取組

ODAの実施では、各段階で外部の意見を聴取し、その意見を踏まえた形で案件を形成する

ことにより、透明性及び質の向上に努めている。ODA実施の事前調査の段階では、開発協力適正会議を公開の形で開催し、関係分野に知見を有する独立した委員と意見交換を行い事業の妥当性を確認している。さらに、案件の実施後には、JICAは2億円以上の全ての案件について、事業の透明性を高める観点から、事後評価の結果を「ODA見える化サイト」で公表しており（2021年1月末時点で2,618件掲載）、10億円以上の案件については第三者による事後評価を行っている。外務省はODAの管理改善と説明責任の確保を目的として、第三者による政策レベルの評価（国別評価、課題・スキーム別評価など）及び外務省が実施する無償資金協力案件の評価を実施し、評価結果から得られた教訓を次のODAの政策立案や事業実施にいかすように努め、その結果を外務省ホームページ上で公表している。

#### イ 効果的なODA実施のための取組

ODAは、相手国のニーズや案件の規模に応じて、無償資金協力、有償資金協力及び技術協力という三つの枠組みにより実施されているが、限られた予算を効率的に活用し、高い開発効果を実現するため、外務省は相手国の開発計画や開発上の課題を総合的に検討して、国ごとにODAの重点分野や方針を定めた開発協力方針を策定している。また、国別開発協力方針の別紙として事業展開計画を策定しており、個別のODA案件がどの重点分野につながっているかを一覧できるように取りまとめている。これらの取組により、国ごとの開発協力の方針を明確にし、各枠組みの垣根を越えたより戦略的な案件の形成を実現している。

#### ウ ODAの国際的議論に関する取組

日本はODAに関する国際的な議論に積極的に貢献している。OECD/DACでは債務救済のODA計上ルールの変更、民間資金の動員を促進するための取組などのODAの現代化に向けた取組が進められている。日本としてもODAが現状に合った形となるよう、またド

コラム

戦後最大の人道危機への対応

現在、第二次世界大戦後最大規模となる約7,950万人の難民・国内避難民が世界で発生しており、紛争や自然災害などに起因する人道危機は複雑化・長期化しています。また、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の流行により、人道支援そのものがより一層困難を極めています。このような状況の中、日本は国際機関と共に、増加する人道支援ニーズに対して、効率的で持続可能な支援を行っています。

「誰一人取り残さない」ために：コロナ禍におけるシリアでの難民支援

国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) レバノン事務所長 (前シリア事務所長) 伊藤礼樹

第二次世界大戦以来、最も多くの難民を生み出したシリア危機は10年目を迎えており、国外には560万人の難民、国内には660万人の避難民が今もなお故郷に帰る日を待ち続けています。この困難な状況に追い打ちをかける形での新型コロナ流行の中、UNHCRの500人のスタッフはシリア国内で日々、国内避難民、帰還民などを支援し続けています。

100万人のシリア難民を抱える隣国レバノンでは、度々のロックダウンと経済破綻により、シリア難民の多くは職を失い、生活もままならなくなりました。難民に対する風当たりも強くなり、どうしようもなくなった難民の一部が6月から7月にかけて、シリアとの国境の閉鎖を無視して、レバノンからシリアに入ろうと試みました。シリア側は、国内での感染拡大への懸念から入国許可を躊躇し、二国間の国境検問所間の「無人地帯 (no man's land)」に数千もの人が集まった結果、身動きが取れない状況になってしまいました。

この状況を打開するため、UNHCRはレバノン、シリア両国側から「無人地帯」に入り難民の状況を確認し、シリア政府と調整を行って解決策を探りました。シリア国内でのPCR検査体制が十分整備されていない中、唯一の緊急対策として、多くの難民を14日間隔離できる検疫施設を新たに設営することが決定されました。UNHCRは、シリア保健省、シリア赤新月社、NGOと協力し、現存の緊急隔離施設に加え、新たに3,000人を受け入れる体制を整え、その結果、シリア政府も難民の入国を許可するに至りました。その後もUNHCRは、隔離後故郷に戻った難民と受け入れコミュニティを対象に包括的な支援を続けています。



新設された検疫施設 (シリア 写真提供: UNHCR)



グランディ国連難民高等弁務官 (中央手前) に検疫施設を紹介する筆者 (高等弁務官の右隣) (シリア 写真提供: UNHCR)



検疫施設でシリア帰還者の受け入れ準備をするUNHCRとパートナー団体のスタッフ (シリア 写真提供: UNHCR)

## コロナ禍中でのミャンマー国内避難民への人道支援

国連人道問題調整事務所(OCHA)ミャンマー、ラカイン事務所長 小野京子

ミャンマー西部のラカイン州には、国連機関やNGOによる食料、保健、水、教育などの人道支援を必要としている約23万人の国内避難民がいます。OCHAは、UNHCR、UNICEFなど40以上の人道支援機関を代表して、その支援が効果的に行われるよう、人道支援活動の総合調整、支援戦略の取りまとめや、ラカイン州政府との連携及び交渉などを担っています。

この23万人の国内避難民のうち、約13万人は所謂「ロヒンギャ<sup>いわゆる</sup>」と呼ばれるイスラム教徒で、残りの約10万人は仏教徒のラカイン族です。2012年に、それまで共存していたイスラム教徒とラカイン族が宗教的・政治的な理由で衝突し、イスラム教徒の避難民は、それ以来キャンプ生活を強いられています。彼らは1982年の市民権法改定で、その多くが国籍を剥奪され、国内避難民になってからのこの8年間、状況は更に悪化しており、人道支援を受けながら生活を送っています。一方、ラカイン族側も、2018年末以降、彼らが支持しているアラカン軍と呼ばれる武装グループとミャンマー政府軍との間での紛争が頻繁に発生しており、それを逃れるためにラカイン族の多くがキャンプ生活を送っています。

このような状況の下、ラカイン州では新型コロナの感染が8月に深刻化しました。人と人との距離が全く取れないキャンプで新型コロナが蔓延<sup>まんえん</sup>することが懸念されています。人の動きを最小限に留<sup>とど</sup>めるため、多くの機関はキャンプに入って行く直接的な支援を控え、キャンプに住んでいるスタッフを通しての遠隔的な支援活動に転換しました。しかし、遠隔的な支援活動には限界があり、専門技術が必要な教育やインフラ補強の支援は滞っています。このような状況の中でも、如何<sup>いか</sup>にして効果的な人道支援を継続していくのか、私たちは日々様々な新しい挑戦に取り組んでいます。そして国連は、国内避難民が自分たちの土地に帰還し、自立した生活をしたいという希望を実現できるような政治的解決策を一刻も早く提案できるように、国際社会と協力してミャンマー政府への働きかけを続けています。

※国連は、すべての人の自己識別 (self-identity) の権利を尊重し、「ロヒンギャ」と表記しています。



OCHAのボートでポーターの国内避難民キャンプへ向かう筆者(右)と同僚(写真提供: OCHA)



スィンテットマー国内避難民キャンプの様子(写真提供: OCHA)



チャウッタロン国内避難民キャンプの様子(写真提供: OCHA)

ナーの努力が的確に反映されるよう取り組んでいる。

2019年から2020年にはDACメンバーが互いの開発協力政策や実施状況を審査し合う開発協力相互レビューの対日レビューが6年ぶりに実施され、より効果的な開発協力の在り方について議論された。開発協力大綱を踏まえた質の高い成長と人間の安全保障の推進、グローバルな課題への取組、人材育成を通じた人づくり支援などが評価された一方、GNI比0.7%目標に向けたODA増額などについて提言がなされた。

### Ⅱ ODAへの理解促進のための取組

開発協力の実施に当たっては国民の理解と支持が不可欠であり、このため効果的な情報の発信を通じて国民の理解促進に努めている。参加型イベントを通じた広報のほか、人気アニメ「秘密結社 鷹の爪」を起用したショートアニメ「鷹の爪団の 行け！ ODAマン」やシミュレーションゲーム「あなたもODAマン！」を制作し、世界各地で行われている日本の開発協力を分かりやすく紹介するよう努めている。このショートアニメは外務省YouTubeアカウントで公開しているほか、東京メトロのトレインチャンネルで放映し、幅広い層の人々に届くことを目指している。また、教育機関などに外務省員を派遣し、出張講義を行うODA出前講座についても2020年度はオンラインにて積極的に行っており、開発協力への理解促進を図っている。

さらに、海外広報にも積極的に取り組み、現地の報道機関による日本の開発協力の現場視察を企画し、現地の報道でも日本の協力が取り上げられる機会を作るよう努めるとともに、英語や現地語による広報資料の作成も行っている。

## 2 地球規模課題への取組

### (1) 持続可能な開発のための2030アジェンダ

「持続可能な開発のための2030アジェンダ

(2030アジェンダ)」は、2001年に策定されたミレニアム開発目標 (MDGs)<sup>5</sup>の後継として2015年9月の国連サミットで採択された、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた2030年までの国際開発目標である。

2030アジェンダは、先進国を含む国際社会全体の開発目標として相互に密接に関連した17の目標と169のターゲットから成る「持続可能な開発目標 (SDGs)」<sup>6</sup>を掲げている。

日本は、2030アジェンダ採択後、まず、SDGs実施に向けた基盤整備として、総理大臣を本部長とし、全閣僚を構成員とするSDGs推進本部を設置し、SDGs達成に向けた中長期的戦略を定めたSDGs実施指針を策定し、日本が特に注力する八つの優先課題を掲げた。また、SDGs実施に向けた官民パートナーシップを重視するため、民間セクター、市民社会、有識者、国際機関などの広範な関係者が集まるSDGs推進円卓会議を開催し、SDGs推進に向けた地方やビジネス界の取組、次世代・女性のエンパワーメントの方策、国際社会との連携強化などについて意見交換を行っている。

2020年12月に行われた第9回SDGs推進本部会合では、関係府省庁のSDGs達成に向けた主要な取組を「SDGsアクションプラン2021」として決定した。同アクションプランでは、SDGsが達成された、しなやかで強靱な、経済と環境の好循環のあるウィズ・コロナ、ポスト・コロナの時代を実現するために、社会全体の行動変容をもたらすべく、①感染症対策と次なる危機への備え、②よりよい復興に向けたビジネスとイノベーションを通じた成長戦略、③SDGsを原動力とした地方創生、経済と環境の好循環の創出、④一人ひとりの可能性の発揮と絆きずなの強化を通じた行動の加速の四つの柱に沿って、国内実施・国際協力の両面においてSDGs達成に向けた取組を更に推進していくことを定めた。

同会合の機会には、SDGsに向けて優れた取

5 MDGs : Millennium Development Goals

6 SDGs : Sustainable Development Goals

組を行っている企業・団体を表彰する第4回「ジャパンSDGsアワード」表彰式も開催され、「顔の見える電力<sup>TM</sup>」をコンセプトに再生可能エネルギーを通じた地域間連携を推進する取組が評価された「みんな電力株式会社（東京都世田谷区）」が、SDGs推進本部長賞（内閣総理大臣賞）を受賞した。

国際的な取組として、7月の国連ハイレベル政治フォーラム（HLPF）では、茂木外務大臣が、新型コロナの世界的拡大への対応における国際連携の重要性を強調した上で、日本として、SDGsが掲げる「誰一人取り残さない」という理念、そして、脆弱な立場にある一人ひとりに焦点を当てる人間の安全保障の考えを踏まえつつ、二国間や国際機関を通じて数多くの開発途上国に対する新型コロナ対策支援を行ってきたことについて発言した。また、保健システムの強化を通じたユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の達成に向け、積極的に取り組んでいることを紹介しつつ、2020年はSDGs達成に向けた「行動の10年」のスタートであり、日本はSDGsの理念を踏まえ、国際社会と手を携えながら、今後ともSDGs達成に向けた取組を加速化していくと述べた。引き続き、様々な機会を活用し、SDGsを力強く推進する日本の姿を世界に発信していく。

一方、2030年までにSDGsを達成するためには、毎年約2兆5,000億米ドル（約280兆円）もの資金が不足しているとの推計<sup>7</sup>があり、資金ギャップの課題について議論するために設置された「SDGsの達成のための新たな資金を考える有識者懇談会」が7月に最終論点整理を茂木外務大臣に提出した。同最終論点整理を参考としつつ、今後も資金調達に関する課題について対応策を検討していく。

## ア 人間の安全保障

人間の安全保障とは、個人の保護と能力強化により、恐怖と欠乏からの自由、そして、一人ひとりが幸福と尊厳を持って生存する権利を追

求する考え方である。日本は、2015年に決定した開発協力大綱でも日本の開発協力の根本にある指導理念としてこれを位置付けている。国連においても関連する議論を主導し、日本のイニシアティブにより1999年に国連に設置された人間の安全保障基金に2019年末までに累計約478億円を拠出し、国連機関による人間の安全保障の普及と実践を支援してきた。また、二国間協力においても草の根・人間の安全保障無償資金協力などの支援を通じ、この概念の普及と実践に努めてきた。「人間中心」や「誰一人取り残さない」といった理念を掲げるSDGsも、人間の安全保障の考え方を中核に据えている。

新型コロナの感染拡大は、世界の人々の命・生活・尊厳を脅かしており、まさに人間の安全保障に対する危機を引き起こしている。これを乗り越えていくためには、人間の安全保障の考え方に基づいた取組が重要であり、9月の第75回国連総会一般討論演説において、菅総理大臣から、新たな時代の人間の安全保障の考え方に立って、様々な危機を乗り越え、SDGs達成を始めとした地球規模の課題への取組を加速することを表明し、そのために、世界の英知を集め、議論を深めていくことを提案した。

## イ 防災分野の取組

毎年世界で2億人が被災し（犠牲者の9割が開発途上国の市民）、自然災害による経済的損失は、国連防災機関（UNDRR）の試算によれば、年平均約1,400億米ドルに及ぶ。防災の取組は、貧困撲滅と持続可能な開発の実現にとって不可欠である。

日本は、幾多の災害の経験により蓄積された防災・減災に関する知見をいかし、防災の様々な分野で国際協力を積極的に推進している。2015年3月に第3回国連防災世界会議を仙台で開催し、同年から15年間の国際社会の防災分野の取組を規定する「仙台防災枠組」の採択を主導した。また、日本独自の貢献として「仙

7 出典：UNCTAD「World Investment Report 2014」

台防災協カイニシアティブ」を発表し、2015年から2018年までの4年間で計40億米ドルの協力の実施や計4万人の人材育成を行うという目標を発表した。これが達成されたことを踏まえ、2019年6月に「仙台防災協カイニシアティブ・フェーズ2」を発表し、2019年から2022年の間に洪水対策などを通じ少なくとも500万人に対する支援を実施する予定である。

さらに、日本が提案して2015年12月に第70回国連総会で全会一致で制定された「世界津波の日（11月5日）」に合わせ、日本では2016年以降、世界各国の高校生を招へいし、日本の津波の歴史や、震災復興、南海トラフ地震への備えなどの実習を通じ、今後の課題や自国での展開等などの提案を行う「世界津波の日高校生サミット」をこれまで4回実施している。2020年は、新型コロナの感染拡大をめぐる状況を踏まえて、UNDRRなどを通じて、「第3回世界津波博物館会議」のオンラインでの開催やアジア・大洋州の女性行政官などを対象とした津波に関する研修の実施、学校を対象とした津波避難計画の策定などを支援した。今後も災害で得た経験と教訓を世界と共有し、各国の政策に防災の観点を導入する「防災の主流化」を引き続き推進する考えである。

#### ウ 教育分野の取組

教育分野では、2030アジェンダ採択に合わせて日本が発表した「平和と成長のための学びの戦略」の下、世界各地で様々な教育支援を行っている。2019年3月の「国際女性会議WAW!」の際には、2020年までに少なくとも400万人の開発途上国の女子に対して質の高い教育・訓練の機会を提供すべく引き続き取り組んでいくことを発表した。また、同年6月のSDGs推進本部会合では、少なくとも約900万人の子供・若者にイノベーションのための教育とイノベーションによる教育を提供する「教育×イノベーション」イニシアティブを発表した。日本議長下のG20大阪サミットでは、教育に焦点を当てた「G20持続可能な開発のための人的資本投資イニシアティブ」に合

意し、「人的資本に投資し、全ての人々への包括的かつ公正な質の高い教育を推進する」とのコミットメントが盛り込まれた。

2020年の年初以降、新型コロナの感染拡大下での休校措置などにより、教育を受ける機会が奪われる子供たちが世界各地で急増したことも踏まえ、日本としては、遠隔教育や学校再開に向けた支援といった子供たちの学びの継続のための支援について、国際機関などと連携しながら実施してきている。

#### エ 農業分野の取組

日本はこれまでG7やG20などの関係各国や国際機関とも連携しながら、開発途上国などの農業・農村開発を支援している。2019年5月にはG20新潟農業大臣会合を開催し、人作り・新技術、フードバリューチェーン、SDGsなどに関する農業・食料の諸課題について、各国間で知見を共有することの重要性を確認し、「2019年G20新潟農業大臣宣言」を採択した。

2020年以降、新型コロナの感染拡大に伴う移動制限などを受けて、国際機関などを経由した支援を通じて、農産品などの流通の停滞による食料システムの機能低下などに対処している。

#### オ 水・衛生分野の取組

日本は、1990年代から継続して水・衛生分野での最大の支援国であり、日本の経験・知見・技術をいかした質の高い支援を実施している。国際社会での議論にも積極的に参加しており、日本のこれまでの貢献を基に、同分野のグローバルな課題に取り組んでいるほか、特に2020年の年初以降の新型コロナの感染拡大を受け、感染拡大を抑制する観点から、手洗いの励行といった取組について、国際機関などを活用しながら支援を行ってきている。2020年10月に、熊本において開催予定であった「第4回アジア・太平洋水サミット」は、新型コロナをめぐる状況を踏まえて延期され、2022年4月に、「持続可能な発展のための水～実践と継承～」(Water for Sustainable Development-Best Practices and the Next Generation-)

をテーマに開催されることとなった。

## (2) 国際保健

人々の生命を脅かし、社会・文化・経済的活動を阻害する保健課題の克服は、人間の安全保障に直結する国際社会の共通の課題である。日本は人間の安全保障を提唱し、それを「開発協力大綱」の基礎とするとともに各種の取組を推進し、保健分野に係る協力を重点課題の中に位置付けている。日本は、2021年には国民皆保険制度創設60周年を迎え、世界で最も優れた健康長寿社会を達成しており、保健分野における日本の積極的な貢献に一層期待が高まっている。保健分野への投資は人々の活力を高め、国の経済発展に寄与し、社会の安定化につながる。この観点から、2015年に策定された開発協力大綱の課題別政策である「平和と健康のための基本方針」に基づき、日本は国際社会全体におけるユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）<sup>8</sup>の達成に向けた取組を主導している。

日本はこれまで、G7やG20サミット、アフリカ開発会議（TICAD）などの国際会議の場で、UHCの達成や持続可能な保健財政の重要性などを積極的に提起してきた。2019年には、日本が国連総会UHCハイレベル会合の開催及び政治宣言の合意を主導するなど、国際保健に関する議論をリードしてきた。また、各国政府や、世界保健機関（WHO）、世界銀行、世界エイズ・結核・マラリア対策基金（グローバルファンド）、Gaviワクチンアライアンス（Gavi）、国連人口基金（UNFPA）、国連児童基金（UNICEF）、グローバルヘルス技術振興基金（GHIT）といった様々な国際機関と協力しながら、感染症や母子保健、栄養改善などの保健課題の克服に大きな成果を上げてきた。

2020年9月、菅総理大臣は就任後初めてとなる国連総会一般討論演説を行い、冒頭で新型コロナ対策を含む日本の国際保健政策について述べた。その中で、新型コロナの拡大は、人間の安全保障に対する危機を惹起し、その対策を

進めるに当たっては、「誰の健康も取り残さない」ことを目指し、UHCを達成することが重要であると指摘した。その上で、①治療薬・ワクチン・診断の開発及び開発途上国を含めた公平なアクセス確保への全面的な支援、②病院建設、機材整備、人材育成などを通じた各国の保健医療システムの強化支援、③水・衛生や栄養などの環境整備を含めた健康安全保障のための施策の実施といった分野を中心に、国際的な取組を積極的に主導することを表明した。また、国際社会におけるUHCの啓発を一層促進する観点から、10月に、茂木外務大臣はUHCフレンドズ閣僚級会合を主催したほか、12月には、菅総理大臣が国連新型コロナ特別総会に出席し、UHCの達成の重要性などについて述べた。

さらに、日本は、分野横断的取組として「栄養」をSDGs達成に必要不可欠かつ人間の安全保障に関わる課題の一つと捉え、新型コロナの感染拡大によって2021年に延期となった「東京栄養サミット2021」の開催に向け、世界的な栄養改善に向けた取組強化に尽力してきている。

## (3) 労働・雇用

雇用を通じた所得の向上は、貧困層の人々の生活水準を高めるために重要である。また、世界的にサプライチェーンが拡大する中で、労働環境の整備などを図り、国際的に「ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）」の実現に取り組んでいく必要がある。このディーセント・ワークの実現は、2019年に創設100周年を迎えた国際労働機関（ILO）でも、その活動の主目標に位置付けられている。

こうした中で、日本も労働分野での持続可能な開発に向けた協力に取り組んでいる。2020年には、ILOへの任意拠出金や国際的な労使団体のネットワークへの支援を通じ、東南アジア、南アジアなどのアジア太平洋地域及びアフリカ地域（モザンビーク）の開発途上国に対し、新型コロナ及び自然災害発生に伴う緊急雇

<sup>8</sup> UHC：Universal Health Coverage。全ての人が負担可能な費用で質の確保された保健サービスを受けられ、経済的リスクから保護されること

用創出の支援や、労働法令の整備、労働安全衛生の実施体制の改善のための技術協力などを行った。

また、12月には、第3回日・ILO年次戦略協議（オンライン形式）を開催し、新型コロナに関する今日的課題への対応を含め、誰一人取り残さないためのより良い仕事の未来に向けた一層の連携強化について確認するとともに、労働分野での持続可能な開発に向けた協力支援における日本のこれまでの財政的・人的貢献及び一層のパートナーシップ強化、ILOにおける日本人職員の一層の増強などについてILOとの間で確認した。

#### (4) 環境・気候変動

##### ア 地球環境問題

2030アジェンダにおいて環境分野の目標が記載されるなど、地球環境問題への取組の重要性が国際的により一層認識されている。日本は、多数国間環境条約や環境問題に関する国際機関などにおける交渉及び働きかけを通じ、自然環境の保全及び持続可能な開発の実現に向けて積極的に取り組んでいる。また、生物多様性・化学物質汚染などに関わる環境条約の資金メカニズムとして世界銀行に設置されている地球環境ファシリティ（Global Environment Facility）への最大のドナーとして地球規模の環境問題に対応するプロジェクトに貢献している。

##### (ア) 海洋環境の保全

海洋プラスチックごみ問題は、不法投棄や不完全な廃棄物処理などにより生じ、海洋の生態系、観光、漁業及び人の健康に悪影響を及ぼしかねない喫緊の課題として、近年その対応の重要性が高まっている。2019年のG20大阪サミットにおいて打ち出した、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の実現に向けて、日本は、国連環境計画（UNEP）などの国際機関とも協力し、海洋プラスチックごみの流出防止策

に必要な科学的知見の蓄積支援及びモデル構築支援など、アジア地域における環境上適正なプラスチック廃棄物管理・処理支援などを行っている。

また、海洋環境の保全、漁業、海洋資源の利用などについて議論を行う「持続可能な海洋経済の構築に向けたハイレベル・パネル」（海洋国家の首脳で構成）は、12月2日、菅総理大臣を含む14か国の首脳の連名で「持続可能な海洋経済のための変革」と題する首脳文書を公表した。この中で、例えば、ハイレベル・パネル・メンバー国は、「2025年までに持続可能な海洋計画に沿って、国家管轄権内の海洋区域の100%を持続可能な形で管理することにコミット」し、また、「2030年までに国家管轄権内にある全ての海洋区域が持続可能な形で管理されるよう、全ての沿岸及び海洋国家に対してこのコミットメントに参加することを呼びかけ」ている。首脳文書を広報する目的で12月3日に外務省と海洋政策研究所は共催でウェビナー（オンライン形式のセミナー）を実施し、菅総理大臣は同ウェビナーに寄せたメッセージの中で、洋上風力発電などの海洋の力を活用することによる気候変動対策の重要性を強調し、海洋プラスチックごみ問題における日本の取組を紹介した。

##### (イ) 生物多様性の保全

2月には、生物多様性条約の愛知目標に続くポスト2020生物多様性枠組に関する公開作業部会2回目（OEWG2）がローマ（イタリア）で開催され、同枠組みの要素などについて議論が行われた。また、生物多様性に係る行動を進める緊急性を最高レベルで強調し、当該枠組みの決定及び実施を後押しする目的で、9月に、国連生物多様性サミットがニューヨーク（米国）での会議にオンラインでの参加を組み合わせたハイブリッド形式で開催された。

近年、野生動植物の違法取引が深刻化し、国際テロ組織の資金源の一つとなっているとして、国際社会で注目されている。日本は、2019年ウガンダ及びモザンビークにゾウ密猟対策の

ための監視施設を供与したのに引き続き、2020年にはザンビアにも供与を決定するなど、この問題に真摯に取り組んでいる。

日本は、持続可能な農業及び食料安全保障のための、食料・農業植物遺伝資源の保全及び持続可能な利用の促進に係る世界的な議論にも貢献した。7月及び11月に開催された、食料・農業植物遺伝資源条約の第1回及び第2回資金戦略常設委員会において、日本は、遺伝資源へのアクセスと金銭的・非金銭的利益配分の支援やモニタリングなどを始めとする資金戦略全般を扱う資金戦略・資源動員に関し、地域を代表して助言した。

11月には、国際熱帯木材機関（ITTO）第56回理事会がオンラインで開催され、持続可能な森林経営や合法的に伐採された木材の貿易促進に資するプロジェクトを効率的に実行するための新しい枠組みなどについて、議論が行われた。

#### （ウ）化学物質・有害廃棄物の国際管理

11月、「オゾン層の保護のためのウィーン条約」第12回締約国会議及び「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」第32回締約国会合がオンライン形式で開催された。同会合では、規制対象物質にハイドロフルオロカーボン（HFC）を追加した改正議定書の運用などに関する議論が行われた。

有害廃棄物の国境を越える移動などを規制するバーゼル条約において、日本は水銀廃棄物、有害な廃棄物などの陸上焼却・エネルギー回収及び廃プラスチックに関して、締約国が参考とするガイドラインの作成を主導している。

2017年に発効した「水銀に関する水俣条約」では、2021年第4回締約国会議に向け、附属書Aに掲げられた水銀添加物製品及び附属書Bに掲げられた水銀または水銀化合物を使用する製造工程の見直しに関する専門家会合、水銀の放出及び水銀廃棄物の閾値いきちに関する専門家会合において、日本は専門家として議論に積極的に参加している。

「残留性有機汚染物質に関するストックホル

ム条約」では、条約の義務を履行するために締約国が国内実施計画を策定し更新することとなっている。12月、第8回及び第9回締約国会議において新たに規制対象となった化学物質に関する日本の措置を国内実施計画に反映し、条約事務局に提出した。

### 1 気候変動

#### （ア）2050年までの温室効果ガス排出実質ゼロを目指した取組

10月、菅総理大臣は、2050年までに温室効果ガス排出を実質ゼロとする、カーボンニュートラルの実現を目指すことを宣言した。また、世界のグリーン産業をけん引し、経済と環境の好循環を作り出していくことを表明した。この日本の宣言に対しては、グテーレス国連事務総長を始め、国際社会から多くの歓迎の意が表明されている。（252ページ 特集参照）

#### （イ）国連気候変動枠組条約とパリ協定

気候変動の原因である温室効果ガスの排出削減には、世界全体での取組が不可欠であるが、1997年の同条約第3回締約国会議（COP3）で採択された京都議定書は、先進国にのみ削減義務を課す枠組みであった。2015年12月、パリで開催されたCOP21で、先進国・途上国の区別なく、温室効果ガス削減に向けて自国の決定する目標を提出し、目標達成に向けた取組を実施することなどを規定した公平かつ実効的な枠組みであるパリ協定が採択された。同協定は2016年11月に発効し、日本を含む180か国以上の国が締結している（2020年12月時点）。なお、2020年11月、米国はパリ協定から正式に脱退したが、2021年1月、パリ協定への復帰を表明し、2月に正式にパリ協定に復帰した。

パリ協定の採択後は、2020年以降のパリ協定の本格運用に向け、パリ協定の実施指針に関する交渉が開始され、2018年12月にカトヴィツェ（ポーランド）で開催されたCOP24において採択された。2020年11月に開催予定であったCOP26では、COP24及びCOP25で

## 特集

## 2050年までの温室効果ガス排出実質ゼロを目指して

2020年は、日本の気候変動対策が大きな一歩を踏み出した、重要な1年となりました。

気候変動対策のための新たな国際的枠組みであるパリ協定は、2020年について本格運用を開始しました。11月に予定されていた国連気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）が1年延期されるなど、気候変動の国際的議論も新型コロナウイルス感染症の影響を受けましたが、ポスト・コロナの復興をいかに持続可能なものとするかという観点から、気候変動対策に対する国際的な機運は、より一層の高まりを見せています。

そのような中、10月26日、菅総理大臣は所信表明演説で、グリーン社会の実現に最大限注力し、日本は2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロとする、2050年カーボンニュートラルの実現を目指すことを宣言しました。また、長年続けてきた石炭火力発電に対する政策を抜本的に転換することも表明しました。これらの宣言は、一刻の猶予も許されない気候変動に対して積極的に対策を行うことが、産業構造や経済社会の変革をもたらし、大きな成長につながるという発想の転換を促し、経済と環境の好循環を作り出すことで、世界のグリーン産業をけん引していくという強い決意を示すものでした。

この目標を実現する上で鍵となるのは、水素、次世代型蓄電技術、カーボンリサイクルを始めとした革新的なイノベーションです。このため、12月には、産業政策の観点から、2050年のカーボンニュートラルの実現に伴い、成長が期待される産業14分野ごとに、高い目標を掲げた上で、現状の課題と今後の取組を明記し、予算、税、規制改革・標準化、国際連携など、あらゆる政策を盛り込んだ実行計画である「グリーン成長戦略」を取りまとめました。

日本は、3月にパリ協定に基づいて日本のNDC<sup>※1</sup>（国が決定する貢献）を国連に提出し、2030年度削減目標の検討は、エネルギーミックスの改定<sup>※2</sup>と整合的に、更なる野心的な削減努力を反映した意欲的な数値を目指すことを表明しました。また、9月に地球温暖化対策計画の見直しに着手し、COP26開催前の追加情報の提出に向けて検討を進めています。10月にはエネルギーミックスの扱いを含むエネルギー基本計画の見直しに向けた議論も開始されました。

10月の菅総理大臣による所信表明演説での宣言に際しては、各国首脳や閣僚などから、歓迎の声が相次ぎました。また、菅総理大臣は、12月12日にパリ協定採択5周年を記念して開催された「気候野心サミット2020」において日本の取組について発信したほか、ASEANやG20、APECなど各種国際会議の機会にも説明を行っています。日本は、パリ協定が目指す脱炭素社会の実現に向け、日本の取組を世界に発信するとともに、諸外国と連携・協力を深め、引き続き国際社会の取組をけん引していきます。

※1 Nationally Determined Contribution

※2 エネルギー政策の基本的な方向性に基づいて施策を講じたときに実現されるであろう将来のエネルギー需給構造の見通しであり、あるべき姿を示すもの

合意に至らなかった市場メカニズムの実施指針の採択が期待されていたが、新型コロナの感染拡大を受け、2021年11月に開催が延期となった。

こうした中、国際的には新型コロナ流行下でも気候変動への取組は重要であるとの気運が高まり、ジューン・モメンタム（6月）や気候対話（11月）など、各種国連会合がオンライン形式で実施された。また、12月12日には、パリ協定採択5周年を記念して、気候変動の更なる取組を国際社会に呼びかけることを目的として、英国・フランス・国連の共催により「気候野心サミット2020」がオンライン形式で開催された。日本からは菅総理大臣が出席し、日本の取組や国際貢献を発信した。

日本も、9月に新型コロナからの復興と気候変動・環境対策に関する「オンライン・プラットフォームフォーラム」閣僚級会合を国連気候変動枠組条約（UNFCCC）事務局と共催するなど、気候変動に関する国際的機運の維持に貢献した。

#### （ウ）開発途上国支援に関する取組

開発途上国が十分な気候変動対策を実施できるよう、日本を含む先進国は開発途上国に対して、資金支援、能力構築（キャパシティ・ビルディング）、技術移転といった様々な支援を実施している。こうした観点から、開発途上国による気候変動対策を支援する多国間基金である「緑の気候基金（GCF）<sup>9</sup>」も重要な役割を果たしている。日本は、初期拠出（2015年から2018年）の15億米ドルに加え、2019年10月の第1次増資ハイレベル・プレッジング会合にて行った最大15億米ドルの拠出表明に基づき、2020年には第1回目の拠出を行った。また、GCFに理事を派遣し、基金の運営や政策作りに積極的に参画している。2020年12月までに159件の支援案件が承認されており、これにより12億トンのCO<sub>2</sub>排出削減と約4.1億人の裨益<sup>ひえき</sup>が見込まれている。

#### （エ）二国間クレジット制度（JCM）<sup>10</sup>

JCMは、開発途上国への優れた低炭素技術などの普及や対策の実施を通じ、地球規模での温暖化対策に貢献するとともに、温室効果ガス排出削減・吸収に対する日本の貢献を定量的に評価し、日本の削減目標の達成に活用する仕組みである。日本は、2020年11月時点で17か国とJCMを構築しており、180件以上の温室効果ガス排出削減・吸収プロジェクトを実施している。2020年も、インドネシア、カンボジア、サウジアラビア、タイのJCMプロジェクトからクレジット（排出枠）が発行されるなど、成果を着実に上げている。

#### （オ）日本による気候変動と脆弱性リスクに関する取組

2017年1月に外務省が開催した「気候変動と脆弱性の国際安全保障への影響」に関する円卓セミナーなどにおいて、「日本はアジア・大洋州に焦点を絞って気候変動と脆弱性について調査・議論していく」との示唆を得たことを受け、気候変動の脆弱性リスクに関する取組として、2018年、2019年に続き、2021年1月にも「アジア・大洋州における気候変動と脆弱性に関する国際会議」を開催した。2021年の会合では、「YOUTH気候変動政策コンペティション」との表題の下、高校生、大学生が、「脱炭素社会の実現に向けたあなたのまちの施策」をテーマとして、脱炭素社会実現のための具体的な施策に向けた自らの企画について論文及びプレゼンテーションを通じて競いあった。

#### （カ）非国家主体による気候変動分野の取組

気候変動対策においては、民間企業や自治体、NGOなどの非国家主体の取組も重要である。日本でも、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す<sup>9</sup>と表明した自治体である「ゼロカーボンシティ」、気候変動対策に向けて積極的な行動を取ることを目的とした非国家主体のネットワークである「気候変動イニシア

<sup>9</sup> GCF : Green Climate Fund

<sup>10</sup> JCM : Joint Crediting Mechanism

ティブ (JCI)」、同様の目的を持った企業グループである「日本気候リーダーズ・パートナーシップ (JCLP)」、事業に必要な電力を100%再生可能エネルギーで調達することを目標に掲げる企業のグループである「再エネ100宣言RE Action」などによる精力的な活動や、国際的なイニシアティブである「RE100」に参加する企業数及びTCFD<sup>11</sup>に賛同する企業数の増加など、非国家主体の取組は一層進展している。日本はこうした非国家主体のイニシアティブとも連携しながら、気候変動分野の外交を進めていく考えである。

## (5) 北極・南極

### ア 北極

#### (ア) 北極の現状

地球温暖化による北極環境の急速な変化は、先住民を始めとする北極圏の人々の生活や生態系に深刻で不可逆的な影響を与えるおそれがある。一方、海氷の減少に伴い利用可能な海域が拡大すると見通しの下、北極海航路の活用や資源開発を始めとする経済的な機会も広がつつある。北極圏に最大の領土を有するロシアは、2020年3月に「2035年までの北極における国家政策の基礎」、10月に「2035年までの北極圏の発展及び国家安全保障の戦略」を公表し、軍事施設の整備、資源開発、北極海航路での貨物輸送量の拡大を進めている。また、2018年に北極政策に関する白書を発表し、自国を「北極問題の重要なステークホルダー」と位置付ける中国も、北極圏における資源開発、航路の商業利用、ガバナンス形成への参加に積極的な姿勢を見せており、2020年には、小型衛星BNU-1による北極観測や初の国産砕氷極地調査船「雪龍2号」による北極調査を開始す

るなど、科学調査分野における活動も本格化させている。このような中、米国も、北極域における情勢の変化を踏まえ関与を強める姿勢を示しており、4月に1,200万米ドル超の対グリーンランド（デンマーク）経済支援策を発表し、6月には在ヌーク領事館を約70年ぶりに再開させるなどの積極的な動きを見せている。

#### (イ) 日本の北極政策と国際的取組

日本は、2015年10月、北極政策の基本方針として「我が国の北極政策」を総合海洋政策本部で決定し、また、2018年5月に閣議決定された「第3期海洋基本計画」では、北極政策について初めて独立の項目を設け、主要施策として日本の海洋政策の中に位置付けるなど研究開発、国際協力、持続的な利用の3本柱を中心に、積極的に取組を進めている。

国際的な取組として、日本は、2013年以来、北極担当大使を任命し、日本がオブザーバーとして参加する北極評議会<sup>12</sup> (AC) の高級北極実務者 (SAO) 会合を始め、北極関係の国際会議に出席し、北極をめぐる課題に対する日本の取組や考えを発信してきている。例えば、共にアイスランドで開催された2019年10月の第7回北極サークル<sup>13</sup>や11月のACSAO会合では、日本がAC現議長国のアイスランドとの共催により第3回北極科学大臣会合 (ASM3) をアジアで初めて開催することを踏まえ、北極担当大使が日本の取組などについてスピーチを行った。なお、当初、2020年11月に東京で開催予定であったASM3は、新型コロナウイルスの感染拡大に鑑み、2021年5月に延期された。

加えて、日本は、北極において、北極圏国を始めとする関係国と国際協力を進めている。2015年度に立ち上げた北極域研究推進プロ

<sup>11</sup> TCFDとは、金融安定理事会 (FSB) によって設立された、民間主導による気候変動関連財務情報の開示に関するタスクフォース。最終報告書において、気候関連のリスク・機会に関する、企業の任意の情報開示のフレームワークを提示した。

<sup>12</sup> 北極圏に係る共通の課題 (特に持続可能な開発、環境保護など) に関し、先住民社会などの関与を得つつ、北極圏8か国 (カナダ、デンマーク、フィンランド、アイスランド、ノルウェー、ロシア、スウェーデン及び米国) 間の協力・調和・交流を促進することを目的として、1996年に設立されたハイレベルの政府間協議体 (なお、軍事・安全保障事項を扱わないことが明確に確認されている)。日本は、2013年にオブザーバー資格を取得

<sup>13</sup> グリムソン・アイスランド前大統領などにより2013年に設立され、政府関係者、研究者、ビジネス関係者など、約2,000人が参加する国際会議。日本は、第1回会合から北極担当大使などが参加しており、全体会合でスピーチを行っているほか、分科会において日本の研究者が科学研究の成果を発表している。

ジェクト（ArCS）及び2020年度からはその後継の北極域研究加速プロジェクト（ArCS II）を通じて、米国、カナダ、ロシア、ノルウェー、グリーンランド（デンマーク）などの研究・観測拠点で研究や人材育成のための国際連携を推進している。また、特定のテーマについて専門的に議論するACの作業部会に研究者を派遣し、日本の北極域研究の成果を発信し、議論に貢献している。2020年9月から10月にかけて、AC議長国であるアイスランドの主催でオンライン開催されたSAO海洋専門家会合（SAO Marine Mechanism）においては、「海洋問題に係る地域協力とグローバルな関与」をテーマとした分科会において、ArCS IIの専門家が日本の北極政策や現地調査における国際協力や地元コミュニティとの協力について報告を行った。

## 1 南極

### （ア）南極と日本

日本は1957年に開設した昭和基地を拠点に南極観測事業を推進してきており、日本の高い技術力を生かした観測調査を通じて地球環境保全や科学技術の発展における国際貢献を行っている。また、南極条約の原署名国の一員として、南極の平和的利用に不可欠な南極条約体制の維持・強化に努めるとともに、南極における環境保護、国際協力の促進に貢献してきている。

### （イ）南極条約

1959年に採択された南極条約は、基本原則として、①南極の平和利用、②科学的調査の自由と国際協力及び③領土主権・請求権の凍結を定めている。条約の締約国のうち、南極において実質的な活動を行う29か国が「協議国」として資格をもち、南極をめぐる課題について協議を行い、条約の目的を促進するための措置をとるなどしている。

### （ウ）南極条約協議国会議と南極の環境保護

2019年7月にプラハ（チェコ）にて開催された第42回南極条約協議国会議（ATCM42）では、最近の課題として、南極海のマイクロプ

ラスチック汚染問題や、観光などを目的とした南極地域への渡航が年々拡大していることを踏まえ、観光者数の増加に伴う南極の環境への影響などについて議論が行われた。2020年5月に開催予定であった第43回協議国会議（ATCM43）は、新型コロナの世界的流行の影響により中止となり、2021年6月にパリで開催される予定である。

### （エ）日本の南極地域観測

日本の南極観測では、長期にわたり継続的に実施している基本的な観測に加え、2016年から開始した南極地域観測第Ⅸ期6か年計画に基づき、地球システムに南極域が果たす役割と影響の解明に取り組み、特に「地球温暖化」などの地球規模環境変動の実態やメカニズムの解明を目指し、南極唯一の大型大気レーダーによる大気精密観測を始めとした各種研究観測を実施している。

## 3 科学技術外交

科学技術は、経済・社会の発展を支え、安全・安心の確保においても重要な役割を果たす、平和と繁栄の基盤的要素である。日本はその優れた科学技術をいかし、「科学技術外交」の推進を通じて、日本と世界の科学技術の発展、各国との関係増進、国際社会の平和と安定及び地球規模課題の解決に貢献している。その一例として、外務大臣科学技術顧問の活動を通じた取組に力を入れている。

外務省は、2015年9月、外務大臣科学技術顧問制度を設置し、岸輝雄東京大学名誉教授を初の外務大臣科学技術顧問に任命した。2020年3月末をもって任期を終えた岸前顧問に代わり、4月1日、松本洋一郎東京理科大学長を新たに顧問（外務省参与）に任命した。なお、前年4月以来、顧問を補佐するため狩野光伸外務大臣次席科学技術顧問が就任している。松本顧問は、外務大臣の活動を科学技術面で支え、各種外交政策の企画・立案における科学技術の活用について外務大臣及び関係部局に助言を行う



松本外務大臣科学技術顧問への辞令交付式（4月、東京）

役割を担っている。

9月、科学技術の各種分野における専門的な知見を外交政策の企画・立案に活用すべく、松本顧問を座長、狩野次席顧問を副座長とし、さらに20人の有識者を含む「科学技術外交推進会議」を設置した。今後、安全保障との関連や、地球規模課題への対応など、科学技術と外交に係る主要な諸課題について議論を進めていく。

松本顧問及び狩野次席顧問は、米国、英国、ニュージーランドなどの各国政府科学技術顧問と意見交換を行い、ネットワークの構築・強化に努めている。7月、10月、12月に開催された「外務省科学技術顧問ネットワーク (FMSTAN)」会合では、新型コロナへの対応を含む議論を深めた。11月、日・スウェーデン国際共同研究

シンポジウムでは、高齢化社会の課題解決に向けた両国間の連携・強化について研究者や政府関係者と議論した。また同月、科学技術交流センター (JISTEC) などが主催したオンライン講演会において、チャン米国国務長官科学技術顧問と共に、日本と米国における科学技術政策と優先課題、科学技術外交の重要性、日米の科学技術協力などを紹介・議論した。さらに、松本顧問は、外務省内の知見向上のため科学技術外交セミナーを定期的を開催している。

日本は32の科学技術協力協定を締結しており、これらは現在、46か国及びEUとの間で適用され<sup>14</sup>、同協定に基づき定期的に合同委員会を開催して政府間対話を行っている。2020年は、南アフリカ、セルビア、米国、インド、フィンランドとそれぞれ合同委員会を開催し、関係省庁なども出席の下、多様な分野における協力の現状、今後の方向性などを協議した。

多国間協力では、旧ソ連の大量破壊兵器研究者の平和目的研究を支援する目的で設立され、現在では化学、生物、放射性物質、核などの分野における研究開発など幅広く活動する国際科学技術センター (ISTC) の理事国として、中央アジア諸国を中心に支援を行っているほか、核融合エネルギーの科学的・技術的な実現可能性を実証するイーター計画に参画している。

<sup>14</sup> 日ソ科学技術協力協定をカザフスタン、キルギス、ウズベキスタン、アルメニア、ジョージア、ウクライナ、ベラルーシ、モルドバ、トルクメニスタン、タジキスタンが各々異なる年月日に承継。日チェコスロバキア科学技術協力取極を1993年にチェコ及びスロバキアが各々承継。日ユーゴスラビア科学技術協力協定をクロアチア、スロベニア、マケドニア（国名は当時）、セルビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、モンテネグロが各々異なる年月日に承継。

## コラム

## 日本の科学技術外交の展望と課題

外務大臣科学技術顧問(外務省参与) 松本洋一郎

私は長年、大学の研究現場に身を置き、社会と研究とのつながりを考える立場から科学技術イノベーションに関わってきました。日本はその優れた科学技術力を外交にいかし、日本の外交力を高め、日本と世界の科学技術の発展、各国との関係増進、国際社会の平和と安定及び地球規模課題の解決に貢献しています。その活動を支えるため、4月、私は外務大臣科学技術顧問に就任しました。

現在、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の拡大で大きく影響を受けた持続可能な開発目標（SDGs）の達成を含め、各種課題解決に科学技術を活用していくことや、日本の科学技術基盤を強化し、安全保障の観点を含めいかに外交を展開していくかが喫緊に問われているところです。

こうした様々な課題解決に向け、科学的知見や適切な提言・助言を外交政策の策定に活用するため、国内においては、私と狩野光伸外務大臣次席科学技術顧問に加え、20人の有識者委員から成る科学技術外交推進会議を立ち上げ、委員の知見を集約できる体制を作りました。世界的にも科学的助言やデータ科学に基づく政策決定の重要性がますます注目されるようになり、各国の科学技術顧問や科学者との国際的なネットワークを活用した議論が行われてきています。特に新型コロナ対策に関し、各国の成功例、失敗例などの経験を共有し、科学的助言に基づく外交をいかに進めていくかについて議論を深めてきています。

日本の科学技術力は外交上の大きなツールですが、近年、日本における研究力や科学技術力の低下が懸念されています。こうした状況を克服するには、産官学の各セクター間で、自由に動ける流動性のある環境を作り、そうした環境の中で、国際連携を図りつつ、研究力及び科学技術力を高めていくことが必要です。また、各府省庁・機関が進めている国際連携や、保有する科学的知見を日本政府全体として集約することによって、より戦略的かつ効果的に科学技術外交を推進していくことも必要です。

新興技術が台頭する中、研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）の重要性も増しており、科学者を対象に研究インテグリティに関する教育を行うことが最初の一步だと考えています。また、研究開発における透明性の確保は科学技術の正しい発展のために必要なものであり、科学者及び研究機関が共同研究を行う中で相互的に担保することが重要です。こうした価値観を共有する国々と共同研究、科学技術協力を進めていくことが重要になっています。



第1回科学技術外交推進会議  
（筆者テーブル席右から2番目）（9月、東京）



日・スウェーデン国際共同研究シンポジウムで基調講演  
及びパネルディスカッションに登壇する筆者（11月、東京）